

## レンタル約款

お客様（以下「甲」といいます）とインバースネット株式会社（以下「乙」といいます）との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」といいます）について、別途契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の約款条項が適用されます。レンタル物件をご利用の際には、本約款の条項に同意いただいたものとみなします。

### 第1条（レンタル物件）

1. 乙は甲に対して、請求書記載の物件（以下「物件」といいます）を貸与し、甲はこれを借り受けます。

### 第2条（レンタル期間）

1. レンタル期間は申込書に記載された期間とし、乙が甲に物件を引き渡した翌日から開始し、甲が乙に返却する前日までとします。
2. 甲は、レンタル期間満了の2週間前までに、終了または延長を申し込む意思を乙に通知するものとします。甲から延長の申し込みがあった場合、甲が本契約または本約款に違反していない限り、乙はこれを承諾するものとします。

### 第3条（レンタル料）

1. 甲は乙に対し、請求書に記載されたレンタル料を、記載の支払方法に従って支払います。
2. 請求書記載の金額は記載物件のレンタル料金のみであり、消耗品、機器の設置等をご希望の場合には別途請求書を発行します。

### 第4条（物件の引き渡し）

1. 乙は物件を甲の指定する場所に引き渡します。引き渡しに要する費用は原則として乙が負担します（一部例外あり）。

### 第5条（担保責任）

1. 乙は、物件が正常に動作することを担保しますが、甲の使用目的への適合性については担保しません。
2. 甲が物件の引き渡し日から2日以内に性能上の欠陥を通知しなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとみなします。
3. 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理しまたは取替えます。この場合、乙は物件使用不能期間中のレンタル料を日割計算により減免するほかは、甲に対して損害賠償の責を負いません。

### 第6条（物件の保管、使用、維持）

1. 甲は物件を善良なる管理者の注意をもって保管・使用し、これにかかる費用は甲が負担します。
2. 甲は乙の承諾なく物件を改造・加工したり、第三者に貸与・譲渡しません。
3. 物件の保管・使用に伴い第三者に損害が生じた場合、甲が賠償責任を負います。
4. 甲は、物件を譲渡しまたは物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の

行為をしません。

5. 甲は、物件が強制執行その他の法的または事実的な侵害を受けないよう保護し、そのような事態が発生した場合は直ちに乙に通知し、速やかにその解消に努めるものとします。

#### 第7条（物件の使用地域）

1. 甲が物件を使用できる地域は日本国内とします。ただし、計画的避難区域等の特定地域を除きます。

#### 第8条（プログラムの複製等の禁止）

1. 物件に含まれるプログラムについて、甲は以下の行為を行ってはなりません。
  - プログラムの譲渡、再使用権の設定、第三者への使用許諾または複製
  - プログラムの改変または改作
2. 甲は、乙または乙の代理人が求めた機密保持措置に従います。
3. プログラムの使用または保管に起因する損害について、甲は一切の責任を負います。

#### 第9条（物件の滅失・毀損）

1. 甲の責による物件の滅失・返却不能時は、甲が代替物件の購入代価を乙に支払います。
2. 甲の責による物件の毀損時は、甲の費用で修理または原状回復します。
3. 甲は修理期間中であってもレンタル料の支払義務は免除されません。

#### 第10条（解約）

1. 甲はレンタル期間中であっても物件を返却することで契約を解約できます。この場合、レンタル契約残責の80%相当額をお支払いいただきます。
2. キャンセルの場合、以下に定めるキャンセル料金を甲が負担します。
  - レンタル開始前1週間以内の場合：料金の100%負担。
  - レンタル開始前1か月以内の場合：料金の50%負担。
  - レンタル開始前3か月以内の場合：料金の20%負担。

#### 第11条（契約解除）

1. 甲が以下のいずれかに該当する場合、乙は通知なしに契約を解除できます。
  - 本契約または個別契約に基づく債務を履行しない場合
  - 監督官庁からの営業取消し、停止等の処分を受けた場合
  - 支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合
  - 信用資力の著しい低下があった場合、またこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があった場合
  - 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立て、または公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 第15条により表明及び保証した事項に反する事実が判明した場合、または

第 15 条に規定する義務に違反した場合

- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産手続開始の申し立てがあった場合
  - 相手方に対する詐術その他背信行為があった場合
  - レンタル物件に修理不能な損害が生じた場合、または滅失した場合
2. 契約解除時、甲は解約日までのレンタル料および乙が負担した費用を直ちに支払います。

#### 第 12 条 (物件の返還)

1. 契約終了時、甲は直ちに物件を乙指定の場所に返還します。
2. 甲の責により返還が遅延した場合、乙に対して遅延期間に応じた損害金を支払います。
3. レンタル物件をお届けする際に使用した梱包材は、返却時にもご使用いただきます。原則として甲が保管するものとします。梱包材を紛失した場合、甲の責任において同等の梱包材を用意し、返還を行うものとします。
4. レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）について、返還後にレンタル物件に残存するデータの漏洩等に起因して甲および第三者に生じた損害について、乙は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 13 条 (費用負担)

1. 本契約に基づく費用および義務履行に関する費用は甲の負担とします。
2. 消費税、地方消費税等は甲が負担します。

#### 第 14 条 (不可抗力)

1. 甲および乙は、天災地変、戦争、内乱、暴動その他の債務不履行について、その責任を負わないものとします。
2. 不可抗力が生じた場合、該当する当事者は速やかに相手方へ通知し、対応について協議するものとします。

#### 第 15 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、相手方に対して自ら、その役職員およびその主要な出資者が以下のいずれにも該当していないことを表明し、保証するものとし、本契約期間中も、以下のいずれにも該当せず、該当させないようにしなければならない。
  - (1) 暴力団（その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下、本項において同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下、本項において同じ。）
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力

団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下、本項において同じ。)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (7) 特殊知能暴力集団等（上記(1)ないし(6)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。)
- (8) その他上記各号に準ずるもの

2. 甲および乙は、以下の各号に該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他上記各号に準ずる行為

#### **第16条（合意管轄）**

1. 本契約に関する紛争については、乙の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第17条（付則）**

1. 本約款は2025年1月28日以降に締結されるレンタル契約に適用されます。
2. 本約款の更新は必要に応じて適宜行うものとします。